

第七管区海上保安本部 定例記者懇談会 令和3年9月13日



— プレスリリース —



- (1) 夏季安全推進運動の結果
- (2) 秋季安全推進運動について
- (3) カヌーやSUP、ゴムボート等への連絡先の記載について
- (4) 合同救難訓練の実施について
- (5) 海図150周年について





【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課
課長 浦川 和久
TEL 093-321-2931(内線2640)

令和3年9月13日
第七管区海上保安本部

今夏は遊泳中の事故が急増！ 水上オートバイで死亡事故も！

～夏期における海難の発生状況（集計速報値）～

令和3年7月1日（木）～8月31日（火）までの夏期における、第七管区海上保安本部管内における船舶海難は57隻、人身海難は67人でした。

例年に比べ遊泳中の事故25人（令和2年14人）と急増しました。

また、水上オートバイに関連する事故が7件発生し、船舶海難1隻（1人乗り、負傷等なし）、人身事故では10人が事故に遭遇、1人死亡、7人が負傷しています。

1 海難発生状況

令和3年7月1日（木）～8月31日（火）までの夏期における船舶海難は57隻（このうち福岡県内では18隻発生、全体では昨年比6隻減）、人身海難67人（このうち福岡県内では25人発生、全体では昨年比15人増）です。

船舶海難57隻のうち、プレジャーボートによる海難が31隻（うちミニボートによる海難が6隻）、プレジャーボートによる海難を種類別にみると乗揚が3隻、運航不能が15隻、衝突が5隻、浸水が6隻、転覆が2隻です。

人身海難67人の内訳は、マリンレジャーに伴う海浜事故が31人、マリンレジャー以外の海浜事故が17人、船舶海難によらない乗船者の人身海難が17人、調査中が2人です。

マリンレジャーに伴う海浜事故については、遊泳中が25人、釣り中が2人、スタンドアップパドルボード中が1人、トーイング遊具中が3人です。なお、遊泳中の死亡事故は3人（昨年比3人減）でした。（※人身海難は自殺・病気を除く）

※ 令和3年7月1日～8月31日の第七管区海上保安部管内で発生した海難・人身事故の県別集計表は、末尾参考資料をご覧ください。

2 遊泳中の事故事例

泳いで帰還中に溺水 ～若い命が失われました～



潜水士による捜索状況

令和3年8月15日(日) 1005頃 福岡県福岡市博多港内の福浜海岸にて、友人同士の高校生3人が、遊具用コムポートで遊んでいたがバランスを崩して転覆。コムポートを復元させようとしたが、風浪等の影響があり流されたため復元させることを断念し、陸岸まで泳いで戻ったところ、2人は砂浜にたどり着いたものの最後尾を泳いでいた1人の姿が見当たらなくなっていたもの。通報を受けた海保、警察、消防により捜索していたところ、海保潜水士により発見救助されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

※海で「溺れた」「溺れそうになった」際は無理に泳ごうとせずに浮体がある場合は浮体に掴まり救助を待つことも一つの手です。また、このような場合、防水パック入り(防水機能付き)携帯電話を持っていれば救助を求めることができます。

帰還不能事故 ～救助に向かい二重遭難～



令和3年8月11日(水) 1055頃 山口県阿武町清ヶ浜海水浴場にて、小学生の子供3人を含む男女5人が遊泳に訪れ、女性1人と子供3人が浮き輪2個に掴まり遊んでいたが、風浪の影響で沖に流され、それに気づいた同行男性が救助に向かったものの一緒に流されたため、手を振って周囲に救助を求めたところ、付近にいたサーファー2人により全員が救助されたもの。その後事故者等は救急隊により病院に搬送され、命に別状無し。

※海水浴では、ライフセイバーや監視員がいる管理された海水浴場等で泳ぐこと、子供だけや1人で泳ぎにいかないこと、天気が悪い時や海が荒れているときは泳がないこと、沖に流されないように注意することが重要です。

開設されていない海水浴場等では、監視員不在による発見の遅延により、救助機関への通報が遅くなる可能性があります。

また、万が一に備え、遊泳時にあっても救命胴衣を着用しましょう。

令和3年7月1日(木)～8月31日(火)までの夏期における、マリンレジャーに伴う事故では遊泳中25人、トーイング遊具中3人、釣り中2人、スタンドアップパドル中1人と遊泳中の事故が約8割と多くを占め、遊泳中の死亡事故については、昨年比3人減の3人となりましたが、事故者は昨年比11人増となりました。

特に本年は、事例紹介したような帰還不能者を救助に向かった者が二次遭難に遭う事案や一度に複数名が沖に流される事案等により、遊泳者の事故者の増加に繋がったと思われます。

また、過去10年間で遊泳中の事故者の約5割を占めていた10代、20代が本年は約7割(18人)と多くを占めました。

3 水上オートバイで重大事故！

令和3年7月1日（木）～8月31日（火）までの間に水上オートバイに関連する事故が7件発生しています。

内訳は、船舶海難では、1人乗り（負傷等なし）の水上オートバイの浸水が1件、船舶の海難によらない乗船者の人身事故が4件（7人が事故に遭遇うち1人死亡・4人負傷、死亡の1人は操縦者、負傷の4人は後部座席同乗者）発生しています。

これら同乗者の負傷状況は、発進時に正しく体を保持していなかったため、後方に転落し、推進装置の高圧のジェット水流が、直接人体や薄手の着衣の上からあたったことによる下半身の裂傷、旋回時や横波を受けた際、振り落とされて海面にたたきつけられ、左腕の骨折、頭蓋骨骨折等の重症を負っており、ライフジャケットのみならずウエットスーツ等正しい装備と正しい保持姿勢を理解して乗船することが必要です。

また、水上オートバイで曳航するバナナボートやビケット等のトーイング遊具から転落する事故が2件（3人が事故に遭遇、3人とも負傷）発生しています。トーイング式遊具を使用する際には、障害物のない広い海域で実施することや利用前に装備や注意事項を確認し、安全に楽しみましょう。

（別添資料参照）

水上オートバイ乗船者の装備例

③ ゴーグル（サングラス）
航行中は、顔に風や水しぶきがかかってきます。また、水面に近いと、太陽の反射光により水面が見づらくなったり目を痛めたりします。目を保護するためにも、ゴーグルやサングラスをかけましょう。

④ グローブ
荒れた水面などを航行するとハンドルに大きな衝撃があります。しっかりとハンドルを握るためにもグローブを着用しましょう。

⑤ マリンブーツ
水面下の危険物から足を保護するために素足ではなくマリンブーツを履きましょう。

① ライフジャケット
乗船の際は、ライフジャケットの着用が義務付けられています。体型にあった国土交通省型式承認品のライフジャケットを着用しましょう。

② ウエットスーツ・ドライスーツ等
転覆時の衝撃やケガあるいは直射日光等に備えて、ネオプレン素材のウエットスーツやドライスーツを着用しましょう。特に海中転落した際、通常の水着ではジェット噴流等により内臓等を損傷するおそれがあります。



詳しくは Water Safety Guide（水上オートバイ編）をご確認ください。
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/andex.html>

4 夏期の活動

第七管区海上保安部管内では、令和3年7月1日（木）～8月31日（火）までの夏期に、「海の事故ゼロキャンペーン」「夏季安全推進運動」として海難防止思想の普及及び高揚、海難減少を目的として以下の通り啓発活動を実施しました。

- 関係機関との合同パトロール 16件
- 海の安全教室 31件
- 一日海上保安官による啓発活動 3件
- FMラジオ等を通じた啓発活動 21件

その他、巡視船艇によるプレジャーボート等小型船舶の船長に対する安全指導や海事関係機関等に対するポスターの掲示依頼・リーフレットの配布など海の事故防止について啓発活動を行いました。

参考：各種行事等の実施状況



関係機関との合同パトロール（福岡、唐津）



一日海上保安官による啓発活動（壱岐）



海の安全教室（対馬）



FMラジオを通じた啓発活動（門司）

5. 関係資料等参考リンク

遊泳中の事故防止に関する資料はこちら

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/data/yuueityuunojikoboushi.pdf>



SUPの事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/sup/>



釣り中の事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/fishing/>



走錨防止ポータルサイト

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>



海の安全情報 海の事故防止対策 ～海の事故ゼロを目指して～
各種安全情報はこちらから

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/jikotaisaku.html>



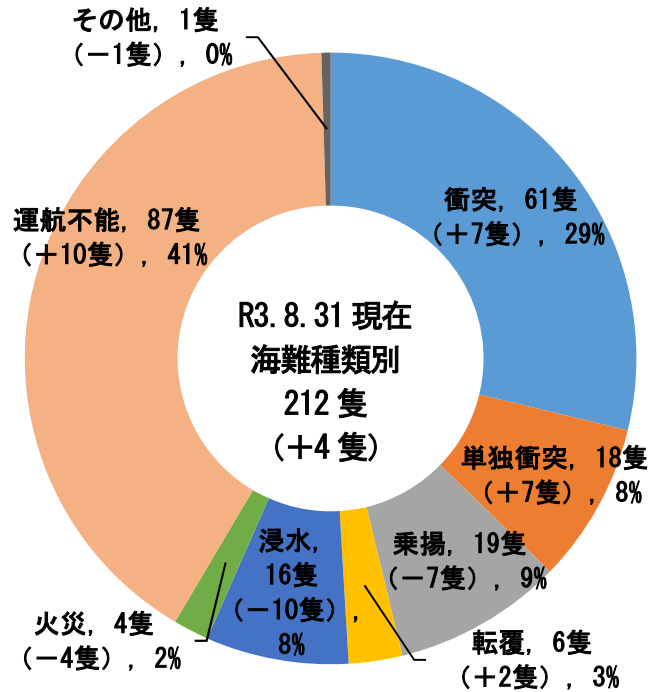
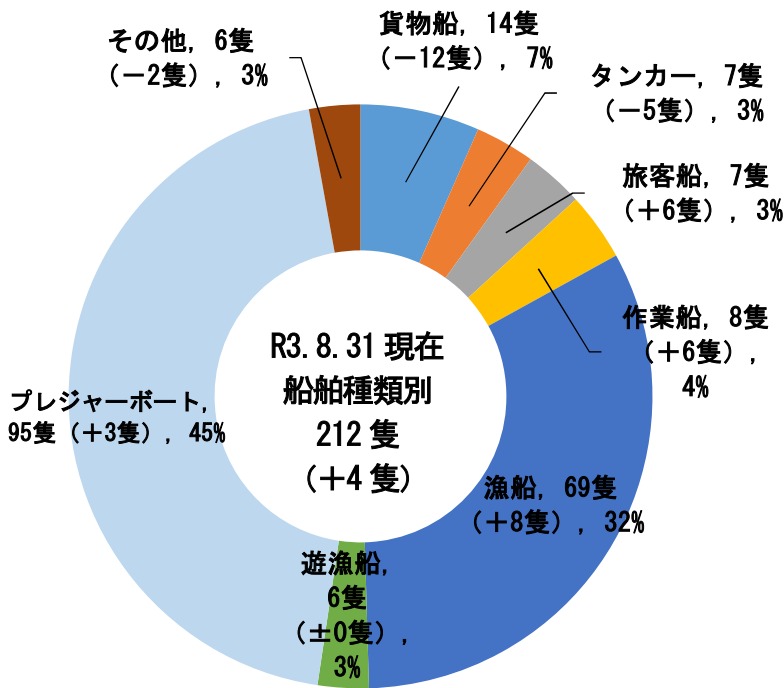
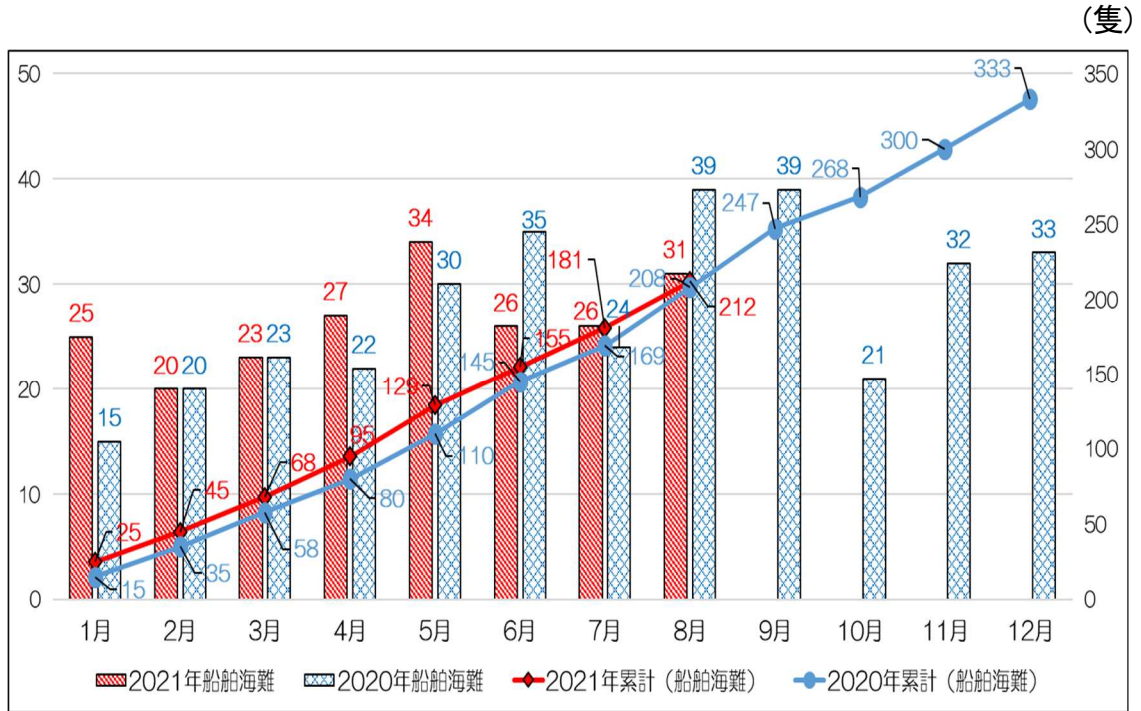
第七管区海上保安部管内の詳しい海難・人身事故統計はこちらから

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyomu/kaiko/anzentaisaku/kainan/kainannogenkyoutotaisaku.pdf>

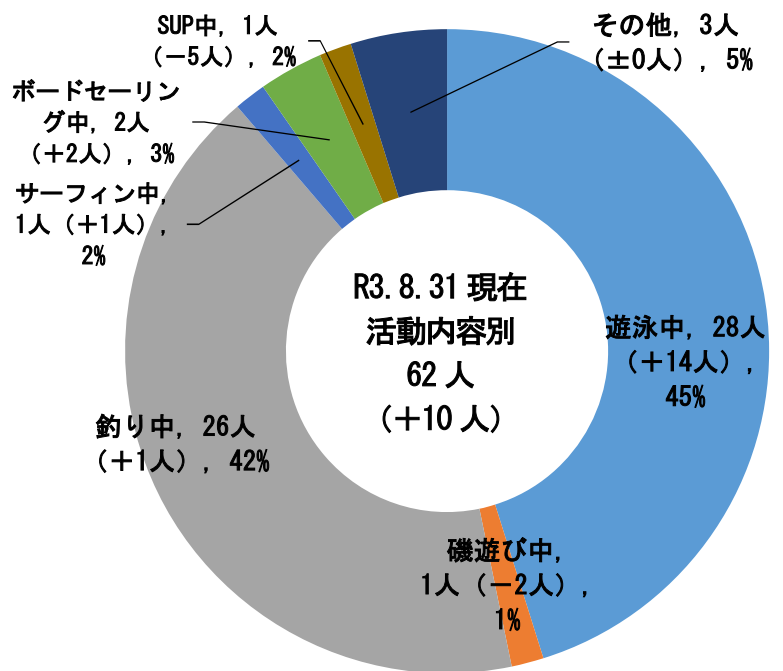
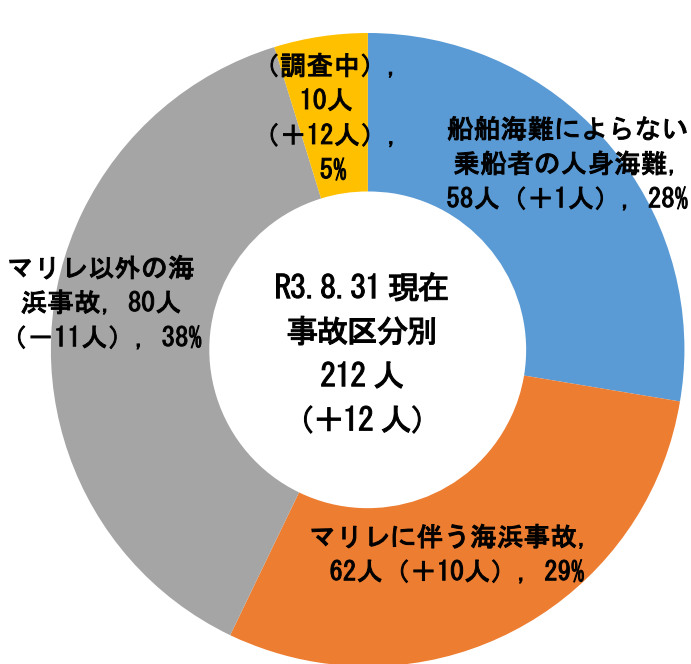
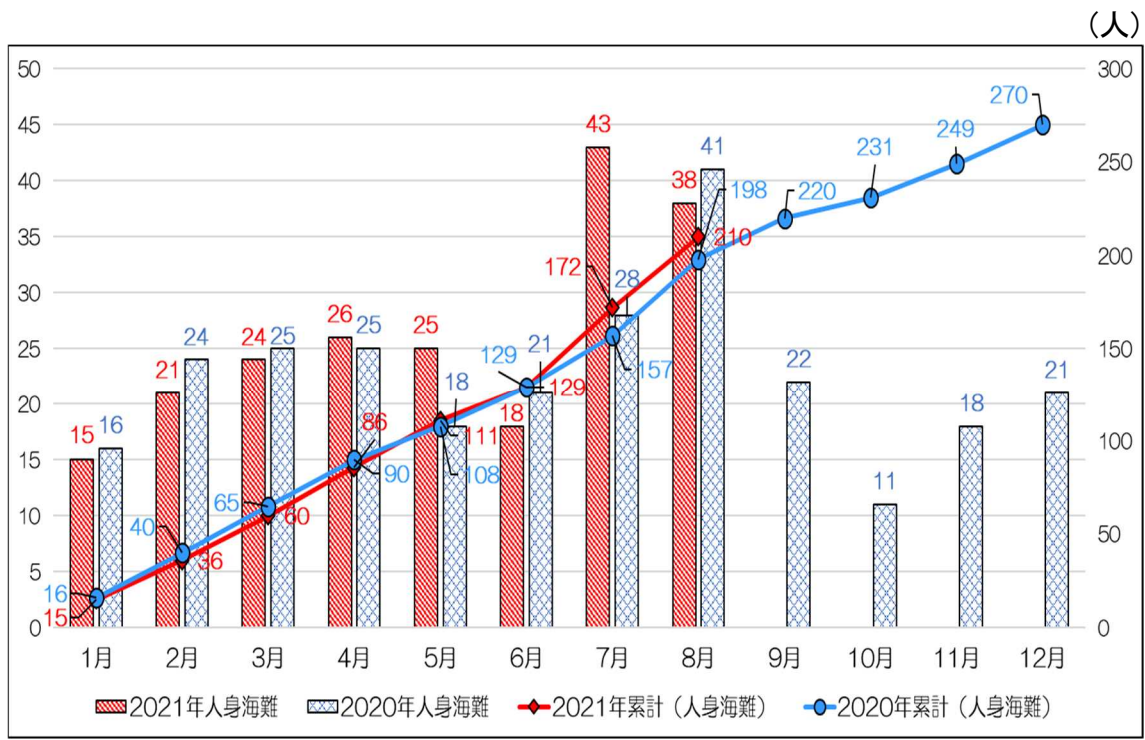


※参考資料（括弧内は前年比）

【船舶海難】（第七管区海上保安本部管内・令和3年1月1日（金）～8月31日（火））



【人身海難】（第七管区海上保安部管内・令和3年1月1日（金）～8月31日（火））



昨年ウェイクボード中1人発生

【県別発生状況】

(第七管区海上保安部管内・令和3年7月1日(木)～8月31日(火))

船舶海難の県別集計表 (括弧内はミニボート数)

(隻)

県別・船種別	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	総計
プレジャーボート	1	14 (4)	9 (1)	3	4 (1)	31 (6)
漁船	2	3		7	2	14
遊漁船		1	1	1		3
貨物船	1			2		3
旅客船				4		4
作業船			1	1		2
総計	4	18 (4)	11 (1)	18	6 (1)	57

人身事故の県別集計表

(人)

県別・船種別・七管区 (7.8月)	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	総計
船舶海難によらない乗船者の人身海難	2	10	0	1	4	17
マリンレジャーに伴う海浜事故	11	9	1	8	2	31
マリンレジャー以外の海浜事故	6	4	1	3	3	17
調査中	0	2	0	0	0	2
総計	19	25	2	12	9	67

水上オートバイ中の事故に注意!

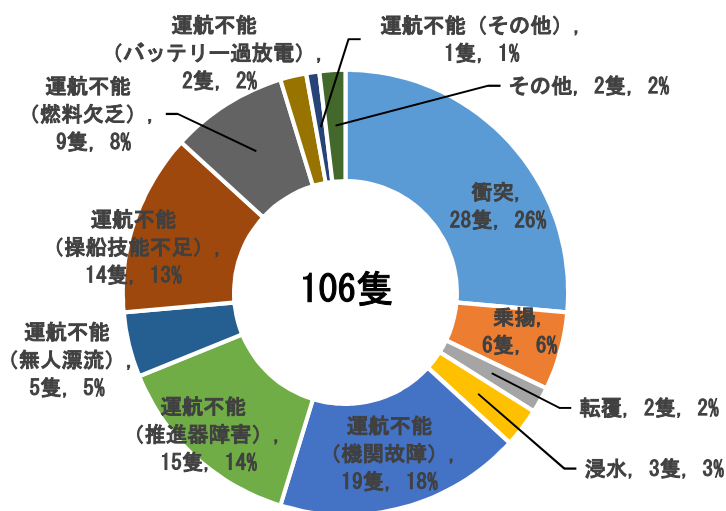
水上オートバイの事故の状況

過去10年間の七管区内における水上オートバイの海難隻数は106隻です。

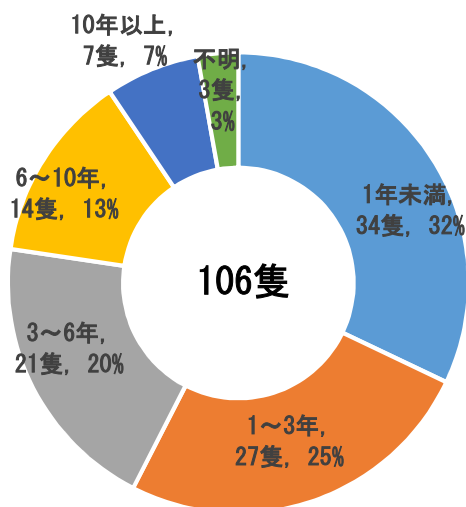
水上オートバイの海難隻数は106隻を海難種類別にみると衝突が最も多く28隻（26%）、次いで機関故障19隻（18%）、推進器障害15隻（14%）となっています。

令和3年（8月31日現在）は、7人の水上オートバイ中の事故が発生し、乗船者が負傷する事故も発生しています。

水上オートバイの海難種類別
(H23～R2)



水上オートバイの操船者経験年数別
(H23～R2)



転落による負傷 ～乗船者3人が落水して負傷～

令和3年8月26日（水）、水上オートバイに3人が乗船して海岸付近を高速で遊走中、横波を受けた衝撃で跳ね上がり、バランスを崩して3人ともに落水した。落水後、操船者に呼吸はなく意識不明の状態であり、他の乗船者1人とともに病院に搬送された。操船者は、搬送先の病院で死亡が確認され、乗船者1人は脳震盪・頭蓋骨骨折の負傷を負ったもの。なお、事故当時、操船者は飲酒しており、乗船者3人は法で定められた救命胴衣を着用していなかったもの。



事故当時の水上オートバイ

高速で航行する水上オートバイは、落水時の衝撃で乗船者が負傷する可能性があり、死亡事故等に発展することもあります。

水上オートバイの事故防止対策

- 乗船者の負傷を防ぐため、ヘルメット等の**保護具と救命胴衣を着用**させるようにしましょう。
- 速度が上がれば上がるほど視野は狭くなります。衝突を防ぐため、操縦者は意識して全周の**見張りを徹底**しましょう。
- 機関故障、燃料欠乏等を防ぐため、燃料、バッテリーの確認を行うとともに、ゴミの吸い込みがないかも注意して**発航前点検**を行いましょ。
- 遊泳者に危険を生じさせる速力、操縦で遊泳者付近等を航行させてはいけません。**遊泳区域から離れて**楽しみましょう。
- 水上オートバイの**ジェット噴流は非常に強い**ので、人がいる場所に接近する必要がある場合は噴流の向きに注意しましょう。



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

トーイング遊具中の事故に注意！

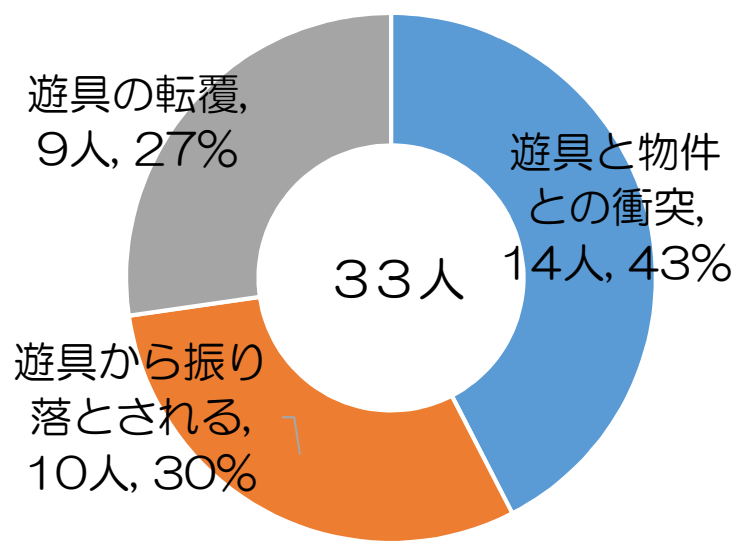
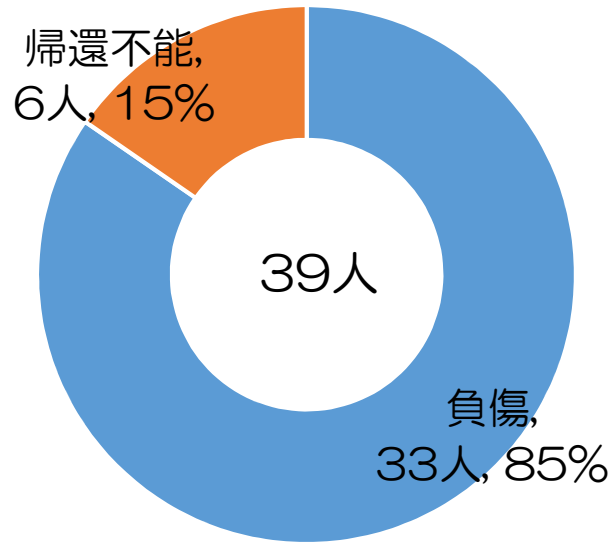
トーイング遊具中の事故の状況

～安全で楽しいマリレジャーを！～

過去10年間の七管区内のトーイング遊具中における事故が39人発生しています。令和3年（8月31日現在）は、3人のトーイング遊具中の事故が発生し、いずれも負傷事故となっています。

トーイング遊具中事故内容別 （平成23年～令和2年）

トーイング遊具中事故負傷原因別 （平成23年～令和2年）



バナナボートでの事故 ～転落した乗船者が負傷～



バナナボートの例

令和3年8月30日（日）水上バイクに曳航されたバナナボートに友人8人で乗り、しばらく曳航されたところで、バナナボートが蛇行しだし、左に傾斜したため右側に乗っていた4人が落水、落水した際に前から1列目と2列目に乗っていた事故者2人が接触し、1人は頭部打撲及び顔面挫創、1人は頭部挫創の負傷したものの。

事故者2人は、通報を受け現場に到着した救急車により病院へ搬送された。

トーイング遊具はプレジャーボートや水上オートバイにえい航されて遊ぶ遊具です。スピードやスリルを楽しめるアクティビティですが、事故防止対策を行っていないと、航行するトーイング遊具から転落した際に負傷したり、他の船舶や物件に衝突する大きな事故に繋がりがかねません。

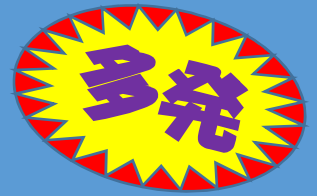
トーイング遊具の事故防止対策

- ・ 障害物がない、**広くて安全な海域**で行いましょう。
- ・ 事業者が実施する場合は、**事前の注意事項説明をよく聞き**ましょう。
- ・ 曳航船には**見張り役を同乗**させましょう。・ **安全な速力**を心がけましょう。
- ・ **保護具（ヘルメット等）、ライフジャケットを着用**しましょう。
- ・ 曳航する人、遊具に乗る人の間で**合図を決めてお**きましょう。
- ・ 曳航ロープを**巻き込まないよう注意**しましょう。



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

水上オートバイが関わる 死亡・重傷事故



～ 令和3年8月福岡だけで、3件の大事故発生！ ～

- ① 水上オートバイの後部に乗船していた者（20代）が落水し、ジェット噴流が左肩に直撃し負傷(重傷)した。
- ② 水上オートバイで引っ張っていた遊具(ビスケットボート)に乗っていた者（40代）が、旋回時の遠心力により投げ出され、負傷(重傷)した。
- ③ 高速航走中に、操船者(60代)、同乗者2名(20代)が海中へ転落、操船者は死亡、同乗者2名が負傷(1名重傷、1名軽傷)した。

★ 出港前に今一度確認しましょう！ ★
～乗船者の安全確保は船長の務めです！～

- 無免許で操縦しない・させない
- お酒を飲んで操縦しない・させない
- 適切なウェットスーツ、ライフジャケットを正しく装着する
- 急加速・急旋回等で同乗者を振り落としたり、水かけ、トーイング遊具を振り回すなどの危険行為をしない
- 転覆した場合、復元の方法や注意事項を確認する



<水上オートバイの安全情報>

水上オートバイ事故防止のため、安全に関する知識や技能を身に着けるとともに、必要な装備を正しく装着するようにしましょう。詳しくは、ウォーターセーフティガイドをご覧ください。



海の事故は局番なし 118番



福岡海上保安部

2021年8月作成



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課
課長 浦川 和久
TEL 093-321-2931(内線2640)

令和3年9月13日
第七管区海上保安本部

STOP!! 漁船海難

～命を守る「秋季安全推進運動」を実施します。～

第七管区海上保安本部では、気象海象が厳しくなる冬季を前に漁船海難減少を目的とした「秋季安全推進活動」を推進していきます。

1 秋季安全推進活動

- ① 期間：10月1日（金）から10月31日（日）までの間
- ② 目的：同時期に実施される「全国漁船安全操業推進月間」（幹事（一社）大日本水産会）に併せ、沿岸域を操業の場とする小型漁船の海難隻数を減少させるため、気象海象が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長をはじめとする漁業関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図っていくことを目的としています。

2 重点事項

漁船海難の傾向を踏まえ、期間中、新型コロナウイルス感染症対策の実施にも十分留意したうえで安全啓発活動を実施していくこととし、所属する漁業協同組合のみならず、海事関係行政機関等と連携し

- ・ 小型漁船を含む小型船舶におけるライフジャケット着用義務化の趣旨を踏まえたライフジャケットの着用徹底
- ・ 常時適切な見張りの徹底

について安全指導・啓発活動を実施します。

3 ライフジャケット着用義務化

平成30年2月1日、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されました。

ライフジャケットに関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶乗船者に原則としてライフジャケットを着用させることが船長に義務化され、令和4年2月1日からは違反した場合、船長は違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が付与されます。

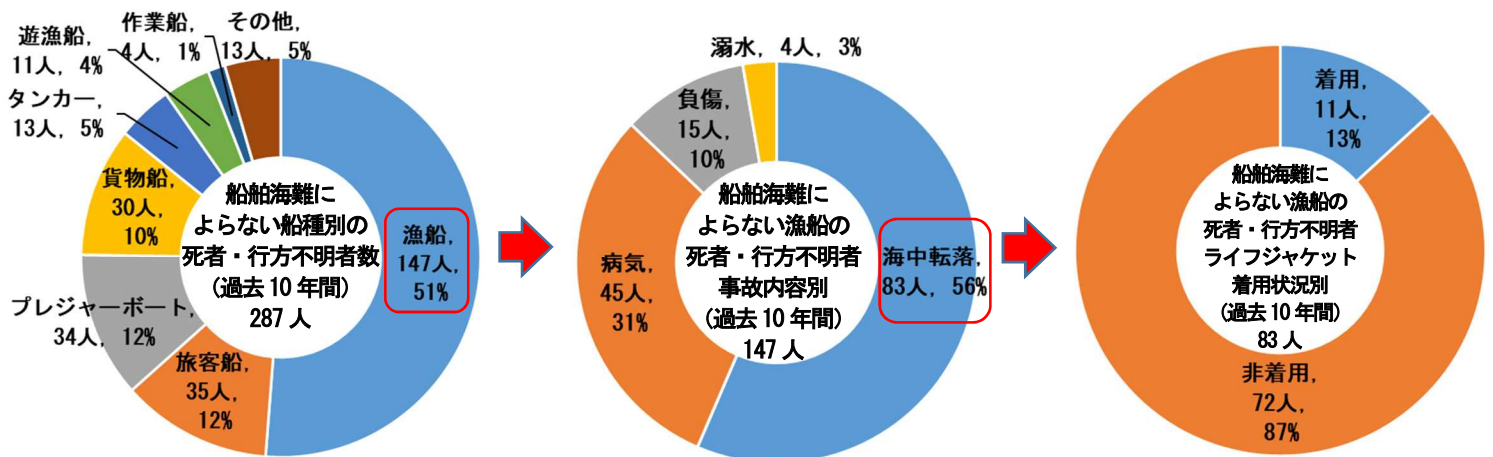
違反点数の累計が3点を超え行政処分規準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなり、業務停止期間は船長として小型船舶の操縦が出来なくなります。

第七管区海上保安本部管内における過去10年間の漁船の船舶海難以外での死亡・行方不明の半数以上が海中転落であり、約9割がライフジャケットを着用していませんでした。

第七管区海上保安本部では、あらゆる機会をとらえ、海中転落による死亡・行方不明事故を防止し、大切な命を守るためライフジャケット着用について安全指導を実施していくとともに、ライフジャケットを着用していなかった場合、令和4年2月1日から違反点数の付与が開始されることについても周知啓発を行うこととしています。

※遵守事項の詳細については、URL 又は二次元コードをご確認ください。

URL:<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/data/kyuumeidouityakuyougimukakudai.pdf>

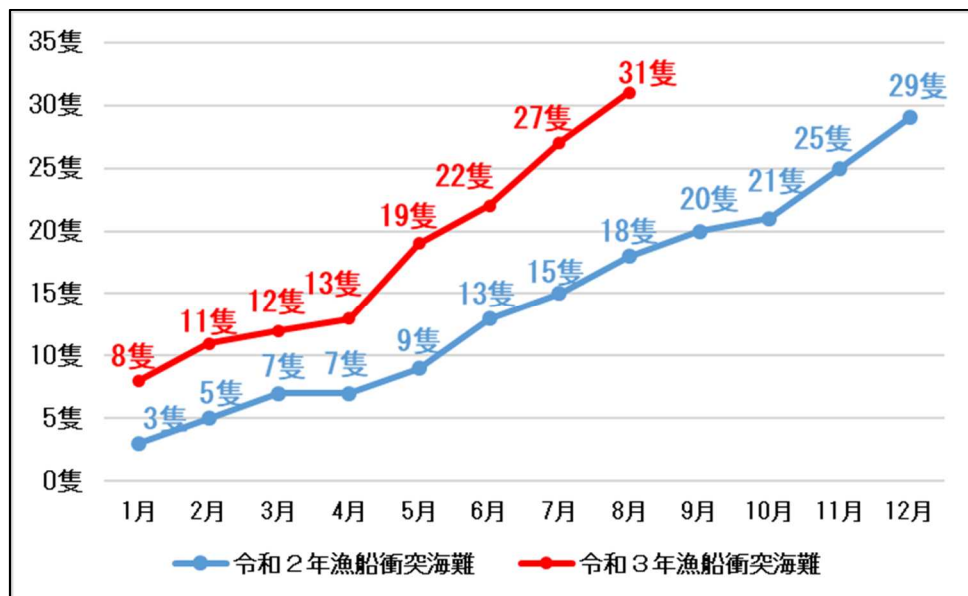


4 見張りの徹底

第七管区海上保安本部管内では、令和3年については、8月31日までに69隻の漁船海難が発生しており、そのうち、衝突海難が31隻と半数近くを占め、昨年同月より13隻の増加（昨年18隻）と増加傾向にあります。31隻の衝突事故の原因をみると、そのうちの20隻（65%）が見張り不十分によるものでした。

平成23年から令和2年までの過去10年間における、漁船による衝突・乗揚海難は629隻でした。そのうちの388隻（62%）が見張り不十分が原因での事故でした。また、そのうちの245隻は「周囲を見ていない」つまり全く見張りを行っていない状況での事故となっていました。

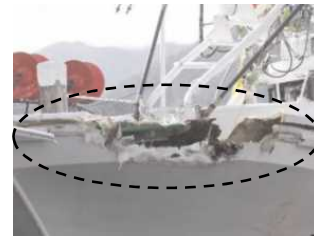
漁船の衝突事故の防止のため、基本的事項である見張りの徹底について安全指導を実施していきます。



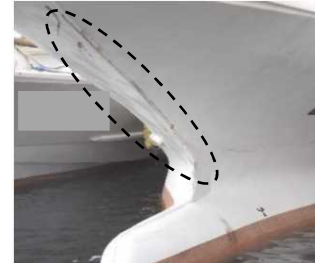
漁船同士の衝突事故 ～基本的な見張りの徹底を！～

令和3年2月15日0530頃、対馬東方沖漁場にて漂泊してイカ釣り操業中の漁船A（9.7トン、船長1名乗組み）にて、船長が漁獲物のイカ箱詰め作業に没頭していたため周囲の見張りが疎かとなり接近するまき網漁船B（探索船、19トン、（船長他1名乗り組み））に気づかず、注意喚起や避航動作等をとることなく自船の左舷船首部に居眠り状態の相手船が衝突したものの。

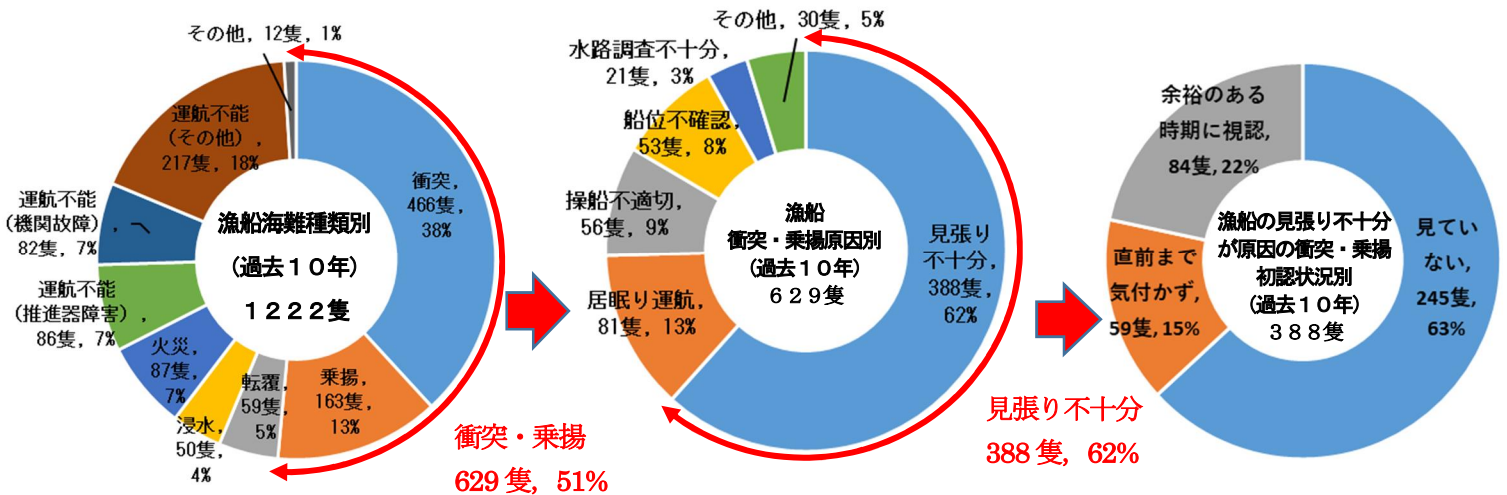
漁船Bは他6隻の船団とともに対馬北東方沖漁場での操業を終え、長崎県佐世保市小佐々町の基地に約10ノットで帰港中、漁船Bは漁船Aと衝突する約3マイル前に漁船Aの灯火を目視し、レーダーでも漁船Aを確認したが、操船していた船長が眠気を催し居眠をしたため漁船Aと衝突したものの。両船とも自力入港し負傷者等もなし。



漁船A 船首部損傷状況



漁船B 船首部損傷状況



第七管区海上保安部管内の詳しい海難・人身事故統計はこちらから

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kaiiko/anzentaisaku/kainan/kainannogenkyoutotaisaku.pdf>



小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者には ライフジャケットの着用義務があります！

令和4年2月1日から、船長に対して違反点数が付与されます。

～小型船舶操縦者の遵守事項～

酒酔い等操縦の禁止 	自己操縦義務違反 	危険操縦の禁止 	ライフジャケットの着用 
発航前の検査義務 	見張りの実施義務 	事故発生時の人命救助 	

○水上オートバイに乗船する者
○満12歳未満の子供
○単独乗船の漁船で漁作作業をする者
○暴露甲板に乗船している者
ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合は除外されます。

平成30年2月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されています。

ライフジャケットに関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者にライフジャケットの着用が原則義務化されています。違反した場合、船長は令和4年2月1日からは違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が累積点数に付与されます。

累積点数が3点を超え行政処分規準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなります。

- ※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦は出来ません。
- ※有料の再教育講習を受講すれば免許停止期間を短縮することが可能です。



■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※ 発航前の検査義務違反	2点	5点

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※令和4年2月1日より違反者に違反点数の付与開始
(事故発生時の人命救助には遵守事項違反点数はありません)

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

海中転落による死亡・行方不明事故も多数発生しています。家族や仲間を悲しませないためにも**ライフジャケットを必ず着用**しましょう。

着用範囲等、詳細を知りたい方は国土交通省のウェブサイトにてご確認ください。

URL http://www.milt.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

持ち主は誰？

～漂流カヤックやSUP等の所有者探しに苦慮しています～

事例紹介 無人漂流ミニボート発見！

陸岸から約300メートル沖合で漂流ゴムボート（オレンジ色、全長約3メートル、内部には釣具等が搭載されているが人の姿は認められず。）が発見され、連絡を受けた海上保安部では、乗船者が海中転落している可能性があるため、直ちに捜索を開始。延べ巡視艇3隻、航空機2機の勢力を投入して捜索を行っていました。ところが、数日後、海上保安庁の「海の安全情報」で漂流ゴムボートの情報を知った所有者から連絡がありました。波打ち際にてゴムボートを準備中、忘れ物を取りに帰り、戻るとゴムボートが見当たらず近くを探すも発見できなかったものの、どこにも届出や連絡等は行っていないとのことでした。結果、事件事故ではなく波風で流失したものと推定され所有者は嚴重注意となりました。



*本文と画像は無関係です。

海上保安部からお願い

「あなたの大事な艇やボードに連絡先を書いて！」

連絡先を記載していれば！

- 事故の対応は時間が勝負です！乗船者の有無等の確認が早くなります。
- 高価な遊具がなくなっても、持ち主の手元に戻って来る確率が高くなります。
- 盗難防止にも有効です。

カヌー、SUP（スタンドアップパドルボード）、ミニボート、ゴムボート、大型遊具等には所有者がわかるように連絡先を記載しましょう。

個人情報の漏洩が懸念される場合は、コクピットやハッチの内部に記載するか、SNSのアカウントやハンドルネームを記載する方法もあります。

また、購入後はメーカーや販売店にユーザー登録してご使用して下さい。

万一誤って流出させた場合等には「海の安全情報」をご覧くださいとともに

- ・最寄りの海上保安部（裏面参照）
- ・海の緊急電話番号「118番」

にご連絡下さい。

カヌーのコクピットやハッチ内部への記載例



購入したショップのステッカー等も有効です。

*油性マジックで書いた文字はネイル用の溶剤等で消すこともできます。

海の安全情報では、海上保安庁が発表する海の事故と気象庁が発表する気象警報・注意報などを確認することができます。

七管区海の安全情報トップページ

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/kinkyu.html>



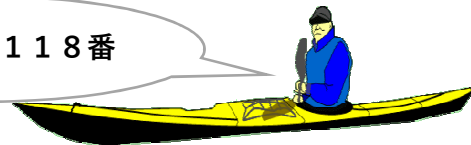
第七管区海上保安本部交通部安全対策課 TEL093-331-6395

第七管区内各海上保安部署 所在地一覧

官 署 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
仙崎海上保安部	759-4106	山口県長門市仙崎1026-2	0837-26-0241
萩海上保安署	758-0011	山口県萩市大字椿東5607-7	0838-22-4999
門司海上保安部	801-0841	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-3215
下関海上保安署	750-0066	山口県下関市東大和町1-7-1	0832-67-1711
宇部海上保安署	755-0044	山口県宇部市新町10-33	0836-21-2410
苅田海上保安署	800-0315	福岡県京都郡苅田町港町27	093-436-3356
若松海上保安部	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2497
福岡海上保安部	812-0031	福岡市博多区沖浜町8-1	092-281-5865
三池海上保安部	836-0061	福岡県大牟田市新港町1	0944-53-0521
唐津海上保安部	847-0861	佐賀県唐津市二夕子3-214-6	0955-74-4321
伊万里海上保安署	849-4256	佐賀県伊万里市山代町久原2976-31	0955-28-3388
壱岐海上保安署	811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦648-5	0920-42-0508
長崎海上保安部	850-0921	長崎県長崎市松が枝町7-29	095-827-5133
五島海上保安署	853-0015	長崎県五島市東浜町2-1-1	0959-72-4999
佐世保海上保安部	857-0852	長崎県佐世保市干尽町4-1	0956-31-6003
平戸海上保安署	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1529-2	0950-22-4999
対馬海上保安部	817-0016	長崎県対馬市厳原町東里341-42	0920-52-0640
比田勝海上保安署	817-1701	長崎県対馬市上対馬町比田勝1000-23	0920-86-2113
大分海上保安部	870-0107	大分県大分市大字海原字地浜916-5	097-521-0112
佐伯海上保安署	876-0811	大分県佐伯市鶴谷町2-3-30	0972-22-4999

「海の事件事故」は118番

局番なしの118番



118番は海上保安庁緊急通報用電話番号です。
また、聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」というサービスも運用しています。



【NET118登録方法】

← こちらのコードを読み取る もしくは、 entry@net118.jp を直接あて先に入力し、空メールを送信、登録用メールが返ってくるので、案内手順に従い、事前登録をお願いします。

Water Safety Guide

マリンレジャーの事故防止のポイントについては、以下のリンク先からご確認ください。

「ウォーターセーフティガイド」トップページ



https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/keihatsu/20210318_watersafetyguide.pdf



第七管区海上保安本部交通部安全対策課 TEL093-331-6395

《問い合わせ先》

第七管区海上保安本部

警備救難部 救難課長補佐 宮川

TEL 093-321-2931 (内線 : 3251)



第七管区海上保安本部

令和3年9月13日

合同救助訓練の実施について

第七管区海上保安本部は、10月12日、救難技術の向上のため、福岡海上保安部の「巡視船むろみ（潜水士乗船）」と北九州航空基地の機動救難士による、合同救助訓練を実施いたします。

1 実施日時・場所

日時：令和3年10月12日（火）午前9時00分から午後0時00分まで

場所：門司西海岸4号岸壁着岸中の巡視船むろみ船内外

2 訓練参加者

(1) 福岡海上保安部巡視船むろみ乗組員

(2) 北九州航空基地機動救難士

3 訓練内容

(1) 傷病者に対する救急処置及び搬送訓練

(2) 船倉内からの傷病者吊上げ救助訓練

(3) 座礁船を想定し、船内に取り残された乗組員の救助訓練

※上記訓練内容は、変更する場合があります。

4 その他

天候不良、事案対応、新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、訓練を中止又は変更する場合があります。

取材の申込み等については、別途連絡させていただきます。

【潜水士】

転覆した船舶や沈没した船舶等に取り残された方の救出や、海上で行方不明となった方の潜水捜索などを任務としており、第七管区では、福岡海上保安部の巡視船むろみ、長崎海上保安部の巡視船でじま、大分海上保安部の巡視船やまくにの3隻に乗船しています。



【巡視船むろみ】

- (潜水指定船)
・総トン数:335トン
・全長:56メートル



【機動救難士】

洋上の船舶で発生した傷病者や、海上で漂流する遭難者等をヘリコプターとの連携により迅速に救助することを主な任務としており、潜水技術のほか、ヘリコプターからの降下技術を有しています。



【合同救助訓練】



【問合わせ先】

第七管区海上保安本部海洋情報部

監理課長 長谷 拓明

電話 093-321-2931（内線 2510）



令和 3 年 9 月 13 日

第七管区海上保安本部

海図150周年特別展示を開催

～第七管区海上保安本部とゼンリンミュージアムのコラボ企画～

令和 3 年（2021 年）は、明治 4 年（1871 年）に我が国が単独で、近代的技術をもって海洋調査から海図作製までを一貫して行う本格的な水路業務を開始してから 150 周年を迎えました。

記念する年を迎え、第七管区海上保安本部は、地図専門の博物館で伊能図※の常設展示を行っているゼンリンミュージアム（福岡県北九州市）と共同で「近代海図の誕生と伊能図 ～海図150周年特別展示～」を開催します。

※伊能図とは、伊能忠敬（1745-1818）による「大日本沿海輿地（よち）図」の通称で、日本最初の実測による科学的な日本全図のこと。

1. 期間

令和 3 年 9 月 14 日（火）～12 月 26 日（日）

10:00～17:00（最終入館 16:30）

月曜日休館（祝日の場合は翌平日）

2. 場所

ゼンリンミュージアム

福岡県北九州市小倉北区室町 1-1-1

リバーウォーク北九州 14 階

URL:<https://www.zenrin.co.jp/museum/>

3. 主な展示物

別紙をご参照ください。

4. その他

- ・ゼンリンミュージアムへの入館料が必要となります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、期間等を変更する場合があります。来場の際には、上記 Web サイトをご確認ください。
- ・ゼンリンミュージアムが実施している新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



「近代海図の誕生と伊能図 ～海図 150 周年特別展示～」

主な展示物

- ① 海図第 1 号「陸中國釜石港之圖」（海上保安庁海洋情報部所蔵）



- ② 英国海図 No. 2415 「NAGASAKI HARBOUR」（英国水路部所蔵）



- ③ 伊能図謄写図「伊能図第百八十一号 豊後」（海上保安庁海洋情報部所蔵）

